

○桜井宇陀広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

平成9年3月31日

条例第12号

改正 令和2年3月27日条例第3号 令和5年3月30日条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の手續)

第2条 懲戒処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(懲戒の効果)

第3条 減給の期間は、1日以上6月以下とし、情状により任命権者においてこれを定める。

2 減給の処分を受けた者に対しては、その発令の日に受ける給料の額（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（桜井宇陀広域連合会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和2年3月桜井宇陀広域連合条例第1号）第2条において例によるとされている桜井市会計年度任用職員の給与等に関する条例第14条及び第15条に規定する報酬を除く。）の10分の1以下の額を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

3 停職の期間は、1日以上6月以下とし、情状により任命権者においてこれを定める。

4 停職の処分を受けた者は、その職を保有するが職務に従事しない。また、停職の期間中、いかなる給与も支給されない。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月27日条例第3号抄）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月30日条例第4号抄）

(施行時期等)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 この条例に定めるもののほか、桜井宇陀広域連合職員の定年等に関する事項の定めについては、桜井市の職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年12月桜井市条例第22号）の例による。